

投資型年金保険の税金

POINT

投資型年金保険(変額年金保険)とは、生命保険の機能が付加されている運用商品です。保険料を投資信託などを投資対象とする特別勘定で運用し、運用(据置)期間中の運用成績によって受取る年金の額や解約払戻金の額が変動します。投資型年金保険に関する税金の取扱いは、契約形態によって異なります。

以下では、投資型年金保険に多く見られる一時払いの投資型年金保険について基本的な税金の取扱いを説明します。

なお、年金保険はさまざまな商品があり、その活用事例もさまざまであることから、ここで説明している規定がそのまま適用されないケースも考えられますので、具体的事例については税理士や税務署等にご確認ください。

1 契約者＝被保険者の契約(自分のための年金づくり)

本人が保険料を支払い、運用し、自分で年金を受取る契約です。

<契約形態例>

契約者(保険料負担者)	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	夫	夫	妻

<税金の取扱い>

契約時	■保険料支払時	<u>支払保険料に係る所得控除</u> ～契約者＝被保険者 一時払いの投資型年金保険の契約を締結し支払った保険料は、一定の要件を満たした場合には、支払った年において生命保険料控除の適用を受けることができます。 なお、保険料を追加で支払う場合も支払った年において、生命保険料控除の適用があります。 主な要件は以下のとおりです。 ・受取人の全てを保険料負担者もしくはその配偶者その他の親族とする契約 ・生存または死亡に基因して一定額の保険金が支払われる契約 ・保険期間が5年以上の契約

■運用先の変更

運用益に対する課税 ～契約者＝被保険者

運用（据置）期間中に、運用先の変更（特別勘定間のスイッチング）をした場合、生じている運用益には課税されません。

■解約時

解約差益に対する課税 ～契約者＝被保険者

保険料負担者（夫）が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

【一時所得の計算（同じ年に他の一時所得がない場合の計算）】

$$\{(\text{解約払戻金} - \text{支払保険料}) - 50\text{万円}\} \times 1/2$$

なお、確定年金（※）は、契約後5年以内に解約し、保険料負担者（夫）が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合は、その利益に対して税率20.315%の源泉分離課税が適用されます。

■被保険者（夫）の死亡時

死亡給付金に対する課税 ～契約者＝被保険者

運用（据置）期間中に保険料負担者である被保険者（夫）が亡くなった場合、年金は支払われず、死亡給付金受取人（妻）に死亡給付金が支払われます。死亡給付金受取人（妻）が受取る死亡給付金は、相続税の課税対象ですが、相続人である妻が受取るため死亡保険金の非課税枠の対象です。

$$\text{非課税限度額の計算} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

なお、当該死亡給付金を年金形式で受取る場合は「定期金に関する権利」（有期定期金）（評価額については [P.224](#)）として相続税の課税対象となります（以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税については [P.220](#)）。この場合も死亡保障であることから、相続税の死亡保険金の非課税枠の対象です。

※確定年金とは、契約時に定めた一定期間にわたって一定金額の年金を受取ることができるものをいいます。

■年金受取時

受取年金に対する課税 ～契約者＝被保険者

被保険者（夫）が年金受取開始年齢に達した場合には、年金受取人（夫）に年金が支払われます。保険料負担者（夫）が毎年受取る年金のうち支払保険料を上回る金額（いわゆる運用益部分）として計算される金額は、雑所得として総合課税の対象となります。

なお、運用益部分が25万円以上の場合には、年金の受取時に税率10.21%が源泉徴収されます。

【確定年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{受取年金総額}}$$

【終身年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{年金年額} \times \text{一定年数} (\ast 1)}$$

※1 次のうち、いずれか長い期間

- ・ 余命年数（所得税法施行令別表の余命年数表の年数）
- ・ 年金の保証期間

ただし、確定年金を年金形式で毎年受取るのではなく、一括で受取る一時金について、一時金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

また、保証期間付終身年金（※2）の一括受取り部分は、雑所得として総合課税の対象となります。

■年金受取人（夫）の死亡時

死亡一時金に対する課税 ～契約者＝被保険者

年金受取人（夫）の年金受取期間中に、被保険者（夫）が亡くなった場合で、年金受取りの残存期間があるケースは、その残存期間の年金に対応する死亡一時金が支払われます。この死亡一時金は、相続税の課税対象となります。

また、当該死亡一時金を年金形式で受取る場合は「定期金に関する権利」（有期定期金）（評価額については **P.224**）という相続財産として相続税の課税対象となります（以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税については **P.220**）。

なお、いずれも年金残額の支払いであって死亡保障でないことから、相続税の死亡保険金の非課税の適用はありません。

- ※2 保証期間付終身年金とは、契約時に定めた保証期間後は、生存している場合に限り年金を受取ることができ、保証期間中に死亡した場合には、残りの保証期間について遺族に未払分の年金が支給されるものをいいます。

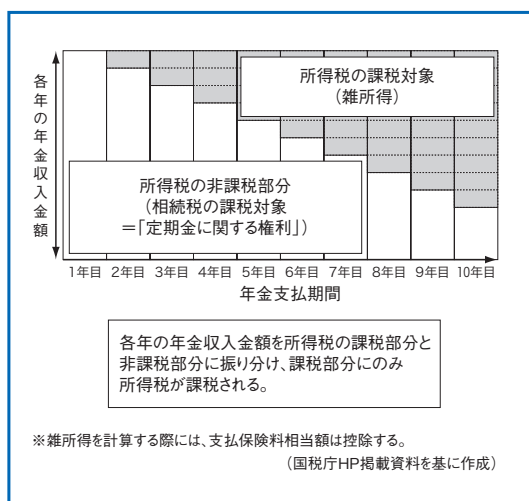
補足 死亡給付金等を年金形式で受取る場合の年金収入に関する所得税・住民税の取扱い

運用(据置)期間中に保険料負担者である被保険者(夫)が亡くなった場合、死亡給付金受取人(妻)に死亡給付金が支払われ相続税の課税対象となります。

その死亡給付金を年金として分割で受取る場合、毎年の年金収入額のうち「定期金に関する権利」として相続税の課税対象となった金額が所得税の非課税部分となり、その非課税部分以外の金額に、所得税・住民税が課税されます。

なお、課税部分の所得金額は「課税部分の年金収入額－それに対応する支払保険料」により計算されます。

この取扱いは、財産の総額が基礎控除以下になったこと等により、実際に相続税の納税額が生じなかった方も対象となります。



また、年金受取期間中に被保険者である年金受取人(夫)が亡くなった場合に支払われる「死亡一時金」を年金形式で受取る場合の所得税・住民税の課税も上記のように取扱われます。

※具体的には、支払いを受けた年金について、年金支給1年目は全額非課税とし、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により計算されます。

2 契約者≠被保険者の契約（配偶者・子どものための年金づくり）

例えば、夫が保険料を支払い、被保険者を妻とする契約です。夫が亡くなった場合、契約者、年金受取人名義を妻に変更することによって妻に年金を残すことができます。

＜契約形態例＞

契約者(保険料負担者)	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	妻	夫	夫

＜税金の取扱い＞

契約時	■ 保険料支払時 <u>支払保険料に係る所得控除</u> ～契約者≠被保険者 一時払いの投資型年金保険の契約を締結し支払った保険料は、一定の要件を満たした場合には、支払った年において生命保険料控除の適用を受けることができます。 なお、保険料を追加で支払う場合も支払った年において、生命保険料控除の適用があります。 生命保険料控除の主な要件： P.217
運用(据置)期間中	■ 運用先の変更 <u>運用益に対する課税</u> ～契約者≠被保険者 運用(据置)期間中に、運用先の変更(特別勘定間のスイッチング)をした場合、生じている運用益には課税されません。 ■ 解約時 <u>解約差益に対する課税</u> ～契約者≠被保険者 保険料負担者(夫)が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。 【一時所得の計算(同じ年に他の一時所得がない場合の計算)】 $\{(\text{解約払戻金} - \text{支払保険料}) - 50\text{万円}\} \times 1/2$ なお、確定年金は、契約後5年以内に解約し、保険料負担者(夫)が受取る解約払戻金が支払保険料を上回る場合等は、その利益に対して税率20.315%の源泉分離課税が適用されます。

運用(据置)期間中

■ 契約者(夫)の死亡時

生命保険契約に関する権利に対する課税 ～契約者≠被保険者

年金受取開始前、すなわち、保険料負担者である契約者(夫)が1回も本契約から年金を受取らずに亡くなった場合、本契約の契約者の地位は「生命保険契約に関する権利」という相続財産として、相続税の課税対象となります。相続税評価額は相続発生時点の時価(解約払戻金相当額)です。

なお、死亡保障でないことから、相続税の死亡保険金の非課税の適用はありません。

夫の死亡後、本契約の契約者の地位を被保険者(妻)が相続し、かつ、年金受取人を妻に変更した場合、以下の契約形態になります。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人	死亡給付金 受取人
妻	妻	妻	子ども等

その後の妻が受取る年金についての税金の取扱い、原則通りの取扱い： **P.219**

■ 被保険者(妻)の死亡時

死亡給付金に対する課税 ～契約者≠被保険者

運用(据置)期間中に被保険者(妻)が亡くなった場合、年金は支払われず、死亡給付金受取人(夫)に死亡給付金が支払われます。保険料負担者(夫)が受取る死亡給付金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

■年金受取時(※1)

年金受取期間中

受取年金に対する課税 ～契約者≠被保険者

被保険者(妻)が年金受取開始年齢に達した場合には、年金受取人(夫)に年金が支払われます。保険料負担者(夫)が毎年受取る年金のうち支払保険料を上回る金額(いわゆる運用益部分)として計算される金額は、雑所得として総合課税の対象となります。

【確定年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{受取年金総額}}$$

【終身年金にかかる雑所得の計算】

$$\text{受取年金年額} - \text{受取年金年額} \times \frac{\text{既払保険料総額}}{\text{年金年額} \times \text{一定年数}(\text{※2})}$$

※2 次のうち、いずれか長い期間

- ・余命年数(所得税法施行令別表の余命年数表の年数)
- ・年金の保証期間

ただし、確定年金を年金形式で毎年受取るのではなく、一括で受取る一時金について、一時金が支払保険料を上回る場合は、その利益は、一時所得として総合課税の対象となります。

また、保証期間付終身年金の一括受取り部分は、雑所得として総合課税の対象となります。

※1契約者(夫)が年金受取人として妻を指定している契約の場合は、被保険者(妻)が年金受取開始年齢に達した時に、年金受取人の地位(「定期金に関する権利」(評価額：P.224))が夫から妻に対して贈与されたものとして妻に贈与税がかかります(以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税：P.220)。

■年金受取人(夫)の死亡時

「定期金に関する権利」に対する課税 ～契約者≠被保険者

年金受取人(夫)が年金受取期間中に亡くなっても、被保険者(妻)は生きていますので、引き続き年金は支払われます。本契約の年金受取人の地位は「定期金に関する権利」という相続財産として、相続税の課税対象となります(以降、毎年年金を受取る際の所得税・住民税の課税：[P.220](#))。

相続税評価額は以下のとおりです。

なお、死亡保障でないことから、相続税の死亡保険金の非課税の適用はありません。

【「定期金に関する権利」(有期定期金)の評価額】

次の(イ)～(ハ)のいずれが多い額

(イ)解約返戻金の金額

(ロ)定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額

(ハ)[給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額]×[残存期間に応ずる予定利率による複利年金現価率(※1)]

※1複利年金現価率とは、毎期末に一定金額を一定期間受取れる年金の現在価値を求める際に用いられる率をいいます。例えば、期間18年のときの複利年金現価率は、予定利率0.5%の場合：17.173、予定利率0.75%の場合：16.779です。

【「定期金に関する権利」(保証期間付終身年金 [P.219](#))の評価額】

次の(イ)～(ニ)のいずれが多い額

(イ)～(ハ)上記有期定期金と同様

(ニ)[給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額]×[終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の平均余命(※2)に応ずる予定利率による複利年金現価率]

※2ここで使用する「平均余命」は、厚生労働省が男女別、年齢別に作成する完全生命表に掲載されている平均余命(1年未満切捨て)です。例えば、第23回完全生命表によれば、70歳女性の平均余命は20年、80歳女性の平均余命は12年です。

■被保険者(妻)の死亡時

死亡一時金に対する課税 ～契約者≠被保険者

年金受取人(夫)の年金受取期間中に、被保険者(妻)が亡くなった場合で、年金受取りの残存期間があるケースは、その残存期間の年金に対応する死亡一時金が支払われます。

この死亡一時金を保険料負担者(夫)が受取る場合、運用益部分が一時所得として、また、死亡一時金ではなく引き続き年金を受取る場合は、従前と同様に毎年運用益部分が雑所得として総合課税の対象となります。

補足

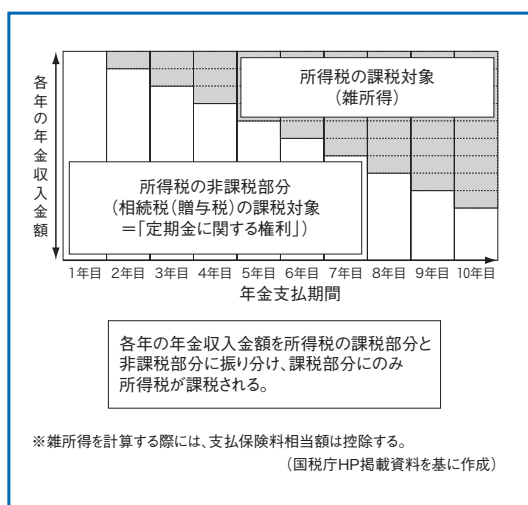
「定期金に関する権利」を相続または贈与により取得し、以降、毎年年金形式で受取る場合の年金収入に関する所得税・住民税の取扱い

被保険者が妻である契約において、年金受取期間中に年金受取人（夫）が亡くなった場合、本契約の年金受取人の地位は、「定期金に関する権利」という相続財産として相続税の課税対象となります。

以降、毎年年金を受取る場合、毎年の年金収入額のうち「定期金に関する権利」として相続税の課税対象となった金額が所得税の非課税部分となり、その非課税部分以外の金額に、所得税・住民税が課税されます。

なお、課税部分の所得金額は「課税部分の年金収入額－それに対応する支払保険料」により計算されます。

この取扱いは、財産の総額が基礎控除以下になったこと等により、実際に相続税の納税額が生じなかった方も対象となります。



また、契約者（夫）が年金受取人として妻を指定している契約の場合は、被保険者（妻）が年金受取開始年齢に達した時に、年金受取人の地位「定期金に関する権利」が夫から妻に対して贈与されたものとして妻に贈与税がかかります。

以降、毎年年金を受取る場合、毎年の年金収入額のうち「定期金に関する権利」として贈与税の課税対象となった金額が所得税の非課税部分となり、その非課税部分以外の金額に、所得税・住民税が課税されます。

なお、課税部分の所得金額は「課税部分の年金収入額－それに対応する支払保険料」により計算されます。

この取扱いは、実際に贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。